

平成20年10月8日
株式会社 山梨中央銀行

「山梨県平成20年度第1回公募公債(10年)」の取扱いについて

株式会社山梨中央銀行(頭取 芦澤 敏久)では、山梨県平成20年度第1回公募公債(10年)の募集の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

本債券は、山梨県が資金調達手段の多様化を目的に発行する全国型市場公募地方債(発行額100億円)です。

当行は募集の受託会社、およびシンジケート団代表幹事として債券の発行をサポートするとともに、下記のとおり窓口において募集の取扱いを行います。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 銘柄名 | 山梨県平成20年度第1回公募公債(10年) |
| 2. 募集単位 | 額面1万円以上1万円単位 |
| 3. 取扱額 | 21億円 |
| 4. 利率・発行価格 | 利率 1.55%
発行価格 100円
応募者利回り 1.55% |
| 5. 発行日 | 平成20年10月30日(木) |
| 6. 償還期日 | 平成30年10月30日(火)(満期一括償還) |
| 7. 利払日 | 毎年4月および10月の各30日
(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日) |
| 8. 取扱期間 | 平成20年10月14日(火)~平成20年10月24日(金) |
| 9. 取扱店舗 | 全本支店(リバーシティ出張所、ローンスクエア甲府支店を除く) |

本債券の詳細については、別添「山梨県市場公募債の説明書」の内容をご確認ください。
なお、ご不明な点につきましては、当行本・支店までお問い合わせください。

以上

山梨県市場公募債の説明書

山梨県市場公募債のご契約締結にあたっては、契約締結前交付書面の記載事項をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

山梨県市場公募債とは

- * 山梨県が必要な資金を集めるために発行する債券です。
- * 元金と利子の支払いは山梨県が行います。
- * お取引の対象は、個人・法人のお客様を問いません。

手数料などの諸費用

- ▶ ご購入の際は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ▶ お取引口座の管理に関する手数料はありません。

投資リスク・損失が生じる要因

- ▶ 山梨県市場公募債の価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、山梨県の信用状況の変化やそれらに関する外部評価（格付機関による債券格付等）の変化によっても上下します。
- ▶ 山梨県市場公募債を償還日まで保有した場合は、額面金額を受取ることができますが、満期償還前に売却する場合は、金利の上昇や山梨県の信用状況の悪化等による価格の下落により、お受取額がご投資額を下回り、損失が生じることがあります。
- ▶ 発行体である山梨県が破綻した場合は、利子や償還金の支払いが不能になり、損失を生じることがあります。

クーリングオフ

- ▶ クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。

山梨県市場公募債の取引に係る金融商品取引契約の概要

- * 当行は、山梨県市場公募債の募集の取扱いおよび当行が自己で直接お取引の相手方となる売買を行います。
- * お取引にあたっては、取引口座の開設が必要です。
- * お取引のご注文は、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預りしたうえで受付けます。
- * ご注文にあたっては、当行所定の申込書により、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示してください。
- * お取引が成立した場合は、お客様に取引報告書を郵送いたします。

山梨県市場公募債の取引内容

取引対象	お取引の対象は、個人・法人のお客様を問いません。
発行日	山梨県が決定した日に発行されます。
償還期限	山梨県が発行する償還期限 10 年の債券です。
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・発行時の利率が満期償還まで変わらない「固定金利制」を採用しています。 ・適用利率は、発行時の実勢金利によって決定されます。 ・適用利率に上限・下限はありません。
購入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間中は、随時、お申込みが可能です。 ・購入代金は、お申込日当日にお支払いいただきます。
購入単位	購入単位は、額面金額 1 万円以上、1 万円単位です。
購入価格	<ul style="list-style-type: none"> ・販売価格は、実勢価格に基づいてその都度、決定いたします。 ・お客様が、山梨県市場公募債をご購入になった日から、初回の利払日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合があります。 <p>その場合は、お客様がご購入の際に経過利子として 6 ヶ月に満たない日数に応じた日割りの利子相当額をお支払いいただきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">初回の利払日にはお客様に 6 ヶ月分の利子が支払われるため、経過利子のお支払いは、お客様の不利益になるものではありません。</p>
利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回、半年ごとに支払われます。 ・利子は、利払日にお客様の指定預金口座に自動入金いたします。 ・利払日は、毎年発行月および発行月の半年後の応答月の山梨県が定めた日（金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）です。
中途換金	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、お申込みが可能です。 <p style="padding-left: 2em;">* 売却代金 = 額面金額 × 買取単価 ÷ 100 円 + 経過利息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却代金は、約定日から起算して 4 営業日目にお客様の指定預金口座に入金いたします。
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・償還日に額面金額 100 円につき 100 円をお支払いいたします。 ・償還金は、お客様の指定預金口座に自動入金いたします。

取扱制限	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間以外は、ご購入のお申込みはできません。 ・ご売却する銘柄が利払月にあたる場合は、利払日の8営業日前から利払日の前営業日までの期間は、お支払いする利子を確定する期間のため、ご売却はできません。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・半年ごとに支払われる利子に対して20%（所得税15%、住民税5%）の税金が源泉徴収されます。 ・マル優、特別マル優（非課税貯蓄制度）をご利用になれます。
クーリングオフの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。
認定投資者保護団体の有無	<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。</p>

山梨県市場公募債は・・・

- 預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- 預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 「社債等の振替に関する法律」に基づいて発行される債券ですが、券面は発行されませんので、お客様に本券をお渡しすることはできません。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

- * 有価証券（国債、地方債等）の売買、引受け、募集、売出し、私募の取扱業務
- * 投資信託の売買、募集、私募の取扱業務
- * 金融商品仲介業務

当行の概要

(平成20年6月30日現在)

商号	株式会社 山梨中央銀行
登録番号	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号
本店所在地	〒400-8601 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
代表者	代表取締役 芦澤敏久
加入協会	日本証券業協会
資本金	154億円
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月	昭和16年12月
問い合わせ先	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 株式会社 山梨中央銀行 営業統括部 電話 055(224)1159